

運行管理者等一般講習受講料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、助成対象認定機関（以下「認定機関」という。）において、運行管理者等一般講習（以下「一般講習」という。）を受講した場合、受講費用の一部を助成することとし、トラック運送事業における輸送の安全の確保に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は、当該年度4月1日から3月末日までに、千葉県内の営業所に勤務する運行管理者に選任された者が受講する一般講習で、千葉県内で開催されるものに限る。

但し、新型コロナウイルス感染防止対策として、令和3年度に限り独立行政法人自動車事故対策機構千葉支所が主催し、県外で開催する一般講習も対象とする。

(認定機関)

第4条 認定機関は、貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき、国土交通大臣から認定された、別表に定める一般講習実施機関とする。

2. 別表に定めた認定機関以外は、条件等を確認した後、別途認定機関とすることができる。

(助成金額)

第5条 助成金額は、1名当たり3,200円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、認定機関へ助成金額を差し引いた額を支払うこととする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で予告なく終了する。

(助成金の交付)

第7条 千ト協は、認定機関から受講者の報告があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
- 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 3) 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(その他の)

第9条 この要綱に定めるもののほかに、その運用に関して必要がある場合には、会長が別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、平成28年4月1日より実施し、これまでに発出された助成金に関する要綱・通知等は、平成28年3月31日をもって廃止する。

(一部改正) 本要綱は、平成29年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成30年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、2019年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、2019年10月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和2年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和3年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和4年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和5年4月1日より実施する。

【別表】認定機関一覧

(令和5年4月1日現在)

	認定機関名	所在地
1	独立行政法人自動車事故対策機構 千葉支所	千葉市美浜区中瀬2-6-1
2	株式会社 大佐和自動車教習所	富津市千種新田88
3	ヤマト・スタッフ・サプライ 株式会社	東京都江戸川区東葛西6-2-3 第三須三ビル2階
4	東洋自動車 株式会社(東洋自動車教習所)	旭市鎌数5146
5	株式会社 東洋モータースクール	八千代市村上654-1
6	株式会社 海上中央自動車教習所	旭市蛇園2864
7	鴻池運輸 株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町4-3-9
8	SBSホールディングス 株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
9	南関東日野自動車 株式会社	東京都港区新橋5-18-1
10	株式会社 京成ドライビングスクール	成田市並木町漆台198